

基本方針

方針番号: KMT-OGC-01-0001

改定: 03 ページ: 1/2

サブタイトル/タイトル:

非報復および報告義務に関するグローバル方針

本ページは方針または作業指示書の全改定を記録するためのページです。

便宜を図り、改定理由は簡単に特記事項下に記載してあります。関連する全ての変更事項、追加事項、あるいは削除事項を完全に理解するため、添付の方針を確認して下さい。特に記載がない限り、本改訂版は受領次第実施されるものとします。

改定	改定者	ページ	特記事項
00	PJW	1-2	初回リリース
02	SAR	2	グローバル方針への更新及び修正
03	SAR	1	更新しました

改定	発行者	承認者	承認日
00	Paul J. Ward	Kevin G. Nowe	2012/10/18
01	Paul J. Ward	Kevin G. Nowe	2013/11/01
02	Seth A. Rice	Kevin G. Nowe	2015/09/04
03	Seth A. Rice	Michelle Keating	2017/09/22

非報復および報告義務に関するグローバル方針

1. 適用範囲

本方針は Kennametal の全従業員、役員ならびにディレクター、および世界中のその子会社と関連会社(これ以後「Kennametal 社員」とする)に適用されます。

2. 導入

Kennametal の行動規範は、弊社運営全般に誠実かつ倫理的な言動を積極的に促進する目的で、全従業員、役員、ディレクターおよびビジネスパートナーに対してガイドラインと責任事項を確立するものです。

Kennametal 社員とビジネスパートナーは、最高レベルの誠実性と倫理基準を備え、公正かつ丁寧にビジネスを行うことが期待されます。

3. 倫理と遵守に関する不安の報告

Kennametal の全社員は、行動規範、Kennametal 方針や手順、いかなる法律や規準への違反である、あるいは違反の可能性があるアクティビティがあることを知った場合、迅速にそのようなアクティビティについて会社へ報告することが義務付けられています。不正行為や違反があれば、会社マネジメントメンバー、総合委員会事務局または倫理と遵守事務所のディレクターに報告して下さい。

いつでも秘密厳守かつ匿名で、Kennametal ヘルプライン:1-877-781-7319 に [AT&T グローバルアクセス番号](https://kennametal.alertline.com/gcs/welcome) を使って報告、ウェブサイト <https://kennametal.alertline.com/gcs/welcome> よりオンラインで報告送信、ドイツおよびフランスにおいては <https://kennametaeu.alertline.com/gcs/welcome> よりオンライン報告送信、あるいは k-corp.ethics@kennametal.com より倫理と遵守事務局までメールを送信して下さい。

4. 非報復

誠意に基づいて違反または違反の疑いのある行為を報告した Kennametal の社員またはビジネスパートナーは、ハラスメントや雇用条件への悪影響を含む、どんな報復の対象となることもありません。いかなる形の報復も、行動規範、会社の方針に違反しており、Kennametal が運営されているほとんどの裁判管轄においても違法です。

誠意に基づいて違反または違反の疑いのある行為を報告した者に対して報復した Kennametal 従業員、役員またはディレクターは、解雇を含むそれ以下の懲戒処分の対象となります。

本方針は、行動規範、会社の方針や手順、あるいはその他の法律や規準への違反または違反の疑いのある行為に関する不安を訴える Kennametal 社員およびその他の人物を奨励・保護するための方針です。

5. 誠意ある報告

たとえ報告された問題が調査後に実在しなかったり、確定できなかったりしても、誠意ある報告、不安や苦情は、本方針の下で完全に保護されます。

違反や違反の疑いのある行為に関して、不安や苦情を申し立てた人物は、いかなる場合にも、誠意に基づいて行動し、報告する情報が実際に違反であると信じるに値する合理的根拠を持たなければなりません。

実在せず、悪意を持ってあるいは間違いだと分かっている報告された申立てについては、本方針に大きく違反するものとして扱われ、解雇を含むそれ以下の懲戒処分の対象となります。

6. 報告された違反への対処

違反や不正行為の報告については、全て迅速に調査し、調査により正当であると判明した場合、適切な修正措置が取られます。違反や違反の疑いのある行為を報告した人物に対しては、フォローアップを提供できる手段を提供せずに匿名で報告した場合を除き、調査終了後適切なフォローアップを提供します。

7. 守秘義務

不正行為や違反の報告は秘密厳守が保持され、報告された行為を評価するために必要な人物のみが調査に関わります。違反や不正行為の疑いを報告した人物、ならびに調査中に面接や相談を受けた人物の身元を保護するため、最大限の努力を払います。調査過程に関わる人物あるいは不正や違反の疑いのある行為を知っている人物は、調査に関する全情報を秘密厳守維持することが義務付けられています。